

横浜市国民健康保険運営協議会 議事録要旨

日 時	平成 25 年 12 月 13 日（金）午後 2 時 30 分～午後 4 時 30 分
開催場所	関内中央ビル 10 階大会議室
出席者	委員 15 名（傍聴者 0 名）

議事 1 会長及び会長職務代行者の選任について	
	会長及び会長職務代行者について、それぞれ山崎委員、芳賀委員が推薦され、審議の結果了承され、就任した。
議事 2 平成 24 年度横浜市国民健康保険事業費会計決算について	
事務局	<p>（資料に基づき説明）</p> <p>平成 24 年度の国民健康保険事業費会計は、保険料等の歳入約 3,446 億円に対し、給付費等の歳出は約 3,449 億円となっており、約 3 億円の収支不足が生じた。この不足分については、平成 25 年度の歳入を財源とする繰上充用を行い補填した。ただし、単年度収支としては約 89 億円の黒字となっている。</p> <p>これは、歳入面において、概算交付される療養給付費等負担金が多く交付されたことや、国の調整交付金が予算に比して多く交付されたことに加え、歳出面において、被保険者数が見込より減少したこと及び資格の適正化により医療費が減少したこと等による。</p> <p>平成 19 年度からの赤字基調も、平成 23 年度からは黒字基調となり、累積赤字も減少している。</p>
議事 3 算定方式変更に伴う保険料の状況について	
事務局	<p>（資料に基づき概要を説明）</p> <p>横浜市の国民健康保険料は、全員が等しく負担をする均等割額と世帯の所得状況に応じて負担する所得割額の二つの部分から構成されている。平成 25 年度から所得割額の算定方式について、従来の市民税をもとに算定する方式から、所得をもとに算定する方式に変更したところである。</p> <p>算定方式の変更に伴う保険料への影響を緩和するため、本市では 3 つの対策を講じた。一つ目は賦課割合の変更で、均等割の率を下げることで、所得の低い世帯の負担を軽減した。二つ目は経過措置の実施で、所得割額が算定方式変更に伴って大幅に増加した世帯に対して、一定程度経過措置で軽減を行った。三つ目は市費を繰り入れることで、保険料負担の軽減を行った。</p> <p>毎年の医療費の伸びによる保険料負担の増加が避けられない状況の下、昨年度と今年度の保険料額の比較を行ったところ、増加した世帯が 39.9%、減少した世帯が 58%、変わらない世帯が 2.1%であった。この中でも、保険料の算定条件が大きく変わらないと考えられる世帯を約 12 万 5000 世帯ほど抽出した。その中の一部で保険料が大きく増加した世帯について分析を行った結果、4 つの事例が見られた。その 4 事例のうち、</p>

事務局	扶養調整控除があった世帯については、収入がない子を扶養しているため、所得が同程度の世帯と比べて保険料負担が大きくなっている状況がある。こういった子供のいる世帯に着目して、平成 26 年度に何かできるか検討を進めている。
議事 4 国による国民健康保険制度の改正見込について	
事務局	<p>(資料に基づき概要を説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険料軽減対象世帯の拡大 世帯の所得が一定以下の世帯を対象にした、均等割額の 7 割・5 割・2 割の減額が国の制度上定められているが、5 割・2 割の対象世帯を拡大するもの。 ●賦課限度額の引上げ 世帯での保険料額の上限が、現在の 77 万円から 81 万円に引き上げられる。これにより、中間所得者層の負担が軽減される見込みである。 ●70 歳から 74 歳の一部負担金の引上げ 法律上 2 割だが現在特例で 1 割となっている 70 歳から 74 歳の一部負担金について、平成 26 年 4 月からは新しく 70 歳になる人は法律通り 2 割負担となる見込みである。 ●高額療養費の見直し 医療費の窓口負担について、所得に応じて一定の上限額が定められているが、その際の所得区分及び限度額を改めるもの。 ●保険者支援制度の拡充 保険料軽減対象世帯数に応じて、国・県・市から財政援助を行う制度だが、保険料軽減対象世帯の拡大に伴い、財政援助についてもその適用範囲が拡大される見込みである。 ●保険財政共同安定化事業の見直し 一定以上の医療費について、県内の市町村国保がお金を出し合って、その資金を医療費実績に基づいて分け合うことで、国保の財政上の広域化を図る仕組みがとられているが、その適用範囲を拡大するもの。 ●保険者の都道府県化 現在、市町村が担っている国民健康保険の保険者について、社会保障制度改革国民会議の審議結果を踏まえて、プログラム法において大まかな規定がされた。今後様々な関係団体等の意見を踏まえて具体的な取組を行っていく。
議事 5 その他の報告事項について	
事務局	次回の運営協議会の開催日程については、おおむね 3 月下旬ごろを予定している。